

薬局製造販売医薬品許可更新手続きについて（那覇市保健所）

令和 7 年 2 月

1 薬局製剤製造販売業許可更新申請

【根拠法令】

医薬品医療機器等法第 12 条第 4 項、同法施行規則第 23 条

【提出書類等】

用意部数：1 部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

1. 薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請書（様式第十一）
2. 現許可証（原本）
3. 手数料 4,400 円（現金）

2 薬局製剤製造業許可更新申請

【根拠法令】

医薬品医療機器等法第 13 条第 4 項、同法施行規則第 30 条

【提出書類等】

用意部数：1 部（控えが必要な場合は、加えて必要部数を持参。控え用はコピーでも可）

1. 薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請書（様式第十四）
2. 現許可証（原本）
3. 手数料 5,800 円（現金）

那覇市保健所 生活衛生課 医務薬務・生活衛生グループ

TEL 098-853-7963

FAX 098-853-7965

【窓口受付時間】

月～金曜日 8：30～17：15

※12：00～13：00は昼休みのため閉庁します。

※土日祝祭日はお休みです。